

逗子ポイントカード事業協同組合と連携した  
行政ポイント実証事業を開始します。

●概要

逗子ポイントカード事業協同組合と連携し、行政ポイント実証事業を行います。この実証事業は、市の事業（健康増進及び環境配慮に係る事業等）への参加を促進するために参加者へ行政ポイントを発行し、その効果を検証するものです。行政ポイントは、逗子しおかぜカード加盟店等でおかぜポイントに交換することができます。

●行政ポイントの発行から交換までの流れ

- (1) 市民等が行政ポイント付与対象事業に参加する。
- (2) 市が参加者へ行政ポイント券を交付する。
- (3) 参加者が逗子しおかぜカード加盟店または市役所企画課で、「行政ポイント券」と「逗子しおかぜカード」を提示し、行政ポイントをしおかぜポイントに交換する。

\*市役所企画課では逗子しおかぜカードの新規発行ができないため、逗子しおかぜカードを持っていない人及び旧逗子しおかぜカードから逗子しおかぜカードへの切り替えが済んでいない人は、逗子しおかぜカード加盟店にて行政ポイントをしおかぜポイントに交換する。

\*行政ポイント1ポイント=しおかぜポイント1ポイント

●行政ポイント券の配布開始日

令和5年5月7日（日）（逗子海岸一斉清掃）

●行政ポイント対象事業の例

逗子海岸一斉清掃（100ポイント）、田越川一斉清掃（100ポイント）、フレイル予防セミナー（100ポイント） 等

●逗子しおかぜカードについて

市内約80店舗が加盟しており、100円（税別）購入ごとに1ポイントもらえます。貯まったポイントは1ポイント1円として、逗子しおかぜカード加盟店で使えます。

【付属資料】

行政ポイント券及び逗子しおかぜカード

本件に関するお問い合わせ先：

経営企画部企画課企画係 四宮、神山

電話：046-873-1111 内線311